

議案第 6 1 号

南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例

南あわじ市公共下水道条例（平成 17 年南あわじ市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市公共下水道条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第7条 略 (下水道排水設備指定工事店の指定) 第8条 略 <u>2</u> 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。 <u>3</u> 略 第9条以下 略	第1条～第7条 略 (下水道排水設備指定工事店の指定) 第8条 略 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができる。 <u>3</u> <u>第1項</u>の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。 <u>4</u> 略 第9条以下 略	

